

# 結城市給水装置工事申込の手引き

R6. 4. 1現在

## 1. 受付

- (1) 業務時間は月曜日～金曜日の8:30～17:15です。(祝祭日及び年末年始を除く)
- (2) 申込は工事内容の質問等に明確に答えられる主任技術者または現場責任者などが行うこと。  
(必要事項が確認できないと受付できません)
- (3) 給水装置関係業務は結城市水道料金お客さまセンター(以下「センター」といいます)となります。  
※県道・国道占用申請が必要な申込についてもセンター受付となります。
- (4) 水道料金検針・徴収及び給水装置関係業務以外の業務については水道課にお問い合わせください。  
※地下漏水による使用水量の減額(水道使用水量の認定基準(3)検針不能のときウ漏水認定)については、水道課業務係にお問合せ下さい。

## 2. 給水装置申込書兼台帳の記入

- (1) 左上の日付欄(令和 年 月 日)
  - ・ 申込日を記入して下さい。
- (2) 給水管取出の経路(付近図)
  - ・ **住宅地図**を使用し、申込書に直接コピーするか転写して設置場所を記入して下さい。  
**(必ず上を北にする。のり付けしてある場合は受付できません)**  
※手元にある住宅地図が現況と著しく変化している場合は付近図空白とし申込書と一緒に住宅地図のコピー提出でもよい。(区画整理地内など)
- (3) 利害関係者の同意
  - ・ 土地・家屋・給水装置(支分)所有者と申込者が同一人か確認し、別の場合は同意の押印。
- (4) 特記事項
  - ・ 特記すべき事項(誓約など)がある場合はその内容と、氏名記入および押印。
- (5) 貸家の場合
  - ・ 氏名記入および押印。
- (6) 設置場所
  - ・ 複数の地番にまたがる場合は、代表番地(住居表示)を確認して下さい。
  - ・ 区画整理地内の場合は、区画整理名・街区・画地を記入して下さい。  
(南部2・3、四ツ京、逆井、富士見町)  
※区画整理地内の換地移転の場合、設置場所は底地ではなく通常、従前地の番地になりますのでよく確認して下さい。

(7) 工事種別

- ・ 該当する欄を塗りつぶすかし点をつける。

専用	1戸又は1箇所の専用に供する給水装置工事(集合住宅や店舗併用住宅などで所有者が同一人の場合は専用)
共用	2戸以上の共用に供する給水装置工事
私設消火栓	消防用に使用するもの
新設	水道を使用するため、新規に給水装置を設備する工事(既に止水栓まで設置されている場合で、当該工事にて新規にメーター設置する場合は新設)
改造	給水装置の原形を変える工事であって、口径変更、増設、位置変更及び一部撤去工事(区画整理の換地移転により換地先に給水装置を復元する工事は改造)
修繕	給水装置の修繕工事
撤去	不要となった給水装置を取り外す工事

(8) 水栓番号

- ・ 改造、撤去工事で確認できれば記入して下さい。(新設工事の場合はメーター出庫後、市で6桁の番号を記入します)

(9) 休止・開始

- ・ 水道を使用中の場合は開始、使用していない場合は休止を○で囲んで下さい。(申込時点の水道使用の状態を記入、新設の場合は無記入とする)

(10) 口径

- ・ 新設の場合は設置するメーター口径を記入して下さい。
- ・ メーターを使用している場合は現在のメーター口径を記入して下さい。(13mmから20mmに増径する場合は既設メーター口径13を記入する)

(11) メーター番号

- ・ 現地にメーター(5桁の番号)がある場合は記入して下さい。

(12) 用途

- ・ 該当する欄を塗りつぶすかし点をつける。

家庭用	家庭等で一般的に使用するもの(従業員が主に使用する事務所等も含む)
営業用	飲食店、店舗等(理容室、クリーニング店など)営業活動に使用するもの
工場用	製造・加工に関わる工場及び当該事務所等に使用するもの
公共用	公衆の用に使用するもの(公園、公民館など)
集合住宅用	アパート、貸家等に使用するもの(戸建ての貸家も含む)
官公庁用	官公署及びこれに準じる施設等で使用するもの
工所用仮設	工事等、一時的又は一定期間臨時に使用するもの
その他	上記のどれにも該当しないもの

(13) 受水槽

- ・ 有・無を○で囲んで、有の場合は有効容量を記入して下さい。

(14) 家屋名又は呼称

- ・ 店舗、アパート、貸家などは建物名を記入して下さい。

- (15) 申込者(所有者)
- ・ 給水装置申込者(1名)の住所、氏名(フリガナ)、電話番号(携帯可)を記入して下さい。
  - ・ 住所は申込時点の現住所を記入して下さい。
  - ・ 給水条例第17条の規定(給水装置を共有、共用する者)に該当する場合は管理人(代表者)を記入して下さい。
- ※納額告知書は申込者名で発行します。
- (16) 使用者 代理者 代納者
- ・ 該当するところを○で囲んで下さい。
  - ・ 使用者
    - ・ 月々の水道使用料を支払う者の住所、氏名(フリガナ)、電話番号(携帯可)を記入して下さい。(記入してある住所に水道料金の請求をします)
  - ・ 代理者
    - ・ 所有者が市外に居住しているなど、連絡をとることが難しい場合は、給水条例第16条により、市内に居住する者を代理者として置いて下さい。(水道料金を支払う者は市外でもよい)
    - ・ 集合住宅、貸家、建売住宅などで使用者がまだ決まっていない場合は、建物の管理者または管理会社を代理者として記入して下さい。
  - ・ 代納者
    - ・ 使用者に代わって水道料金を支払う場合は、代納する者を記入して下さい。
    - ・ 工事用仮設(臨時)使用することが申込時にわかっている場合は、工事期間支払いする業者名を記入して下さい。
- ※メーターを設置しない止水栓までの申込などの場合は、申込者(所有者)を記入して下さい。(水道使用を予定している者)
- ※管理人(代表者)を選定した場合は、利害関係者の同意の給水装置欄に共有、共用する者を記入して下さい。
- (17) 水道台帳
- ・ 以前の申込(分水工事や工事用仮設工事など)で番号がわかる場合は記入して下さい。
- ※水道台帳の番号は市が申込書を台帳として管理保管するためにつけている番号です。
- (18) 委任者(申込者)
- ・ 申込者が委任者となりますので同一人を記入して下さい。
- (19) 被委任者 指定工事業者
- ・ 委任された指定工事業者を記入して下さい。(電話番号も必ず記入)
- (20) 主任技術者名
- ・ 当該工事を担当する水道事業管理者に届け出ている給水装置工事主任技術者名を記入して下さい。
- (21) 給水装置の管理(所有者自筆)
- ・ 所有者が自筆で記入して下さい。(法人の場合は、自筆でなくとも登記印で可)

(22) 平面図

- ・ 竣工図オフセット(サドル分水栓からメーターまで)など検査時確認事項を検査後、記入するため、平面図のなかに記入できるように作成して下さい。(道路幅員、敷地延長以外の寸法は記入しないこと)
- ・ 図面の色別
  - 黒の実線 家屋、地形
  - 赤の実線 新設管
  - 青の実線 既設管(配水管を含む)
- ・ 給水器具の表示記号は別紙のとおりとする。

(23) 立面図

- ・ 縮尺はフリーとし、30度の傾斜でわかり易く表示する。
- ・ 給水器具の表示記号は別紙のとおりとする。
- ・ 配給水管の表示記号

鑄鉄管	CIP	配水用ポリエチレン管	HPPE
ダクタイル鑄鉄管	DIP	ポリエチレン管	PP
石綿セメント管	ACP	架橋ポリエチレン管	XPEP
塗覆装鋼管	STWP	ポリブテン管	PBP
硬質塩化ビニル管	VP	ステンレス鋼管	SSP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	亜鉛メッキ鋼管	GP
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-V(VLP)	銅管	CP
		鉛管	LP
		ポリエチレンライニング鉛管	PbTW

記号	外面仕様	使用区分
VA	一次防錆塗装(茶色)	屋内配管
VB	亜鉛メッキ(白色)	屋内・屋外露出配管
VD	硬質塩化ビニル被覆(青色)	屋外露出・地中埋設配管

ポリエチレン粉体ライニング鋼管 SGP-P(PLP)

記号	外面仕様	使用区分
PA	一次防錆塗装(茶色)	屋内配管
PB	亜鉛メッキ(白色)	屋内・屋外露出配管
PD	一層ポリエチレン被覆(青色)	地中埋設配管

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 SGP-HV(HTLP)

(24) 材料表

- ・ 公道分・宅地分の分けは、分岐部から止水栓までを公道分として記入する。(公道分が市管理部分になります)
- ・ 概算額欄には単価・金額ではなく、メーカー名および型番などの仕様を記入する。

(25) その他

- ・ (1)~(23)以外の欄は記入しないで下さい。
- ・ 申込書へのり付け貼り合わせはすべて厳禁とします。(受付できませんので注意して下さい)
- ・ 別紙図面を添付する場合でも平面図は必ず申込書に記入し、添付図面はAサイズを原則とするが、Aサイズ以外の図面の場合はA3クリアファイルに収まるように織って別途提出(申込書へのり付けやホッチキス止めはしないこと)すること。
- ・ 配水管からの分水工事(止水栓まで)一箇所毎に、申込書一枚とすること。
- ・ メーター1個毎に、申込書一枚とすること(二世帯住宅など)。※集合住宅は一枚でよい。
- ・ 既設給水管の閉栓などの撤去工事を伴う場合は、申込書の平面図・立面図に記入すること。
- ・ 仮設でも下水道を以前使用していると開始になりますので、下水道課に休止届を提出して下さい。

(26) 給水装置工事の申請取下げにおける既納手数料及び加入金の取扱いについて

- ・平成27年4月1日より、何らかの事情により給水装置工事の申請を取下げた場合の既納の手数料及び加入金の取扱いについては、下記のとおりとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①申込料(公道分・宅地分)は、返金しない。</li><li>②占用手数料は、返金しない。</li><li>③加入金及び水圧試験料は、返金する。</li></ul> |
|---|

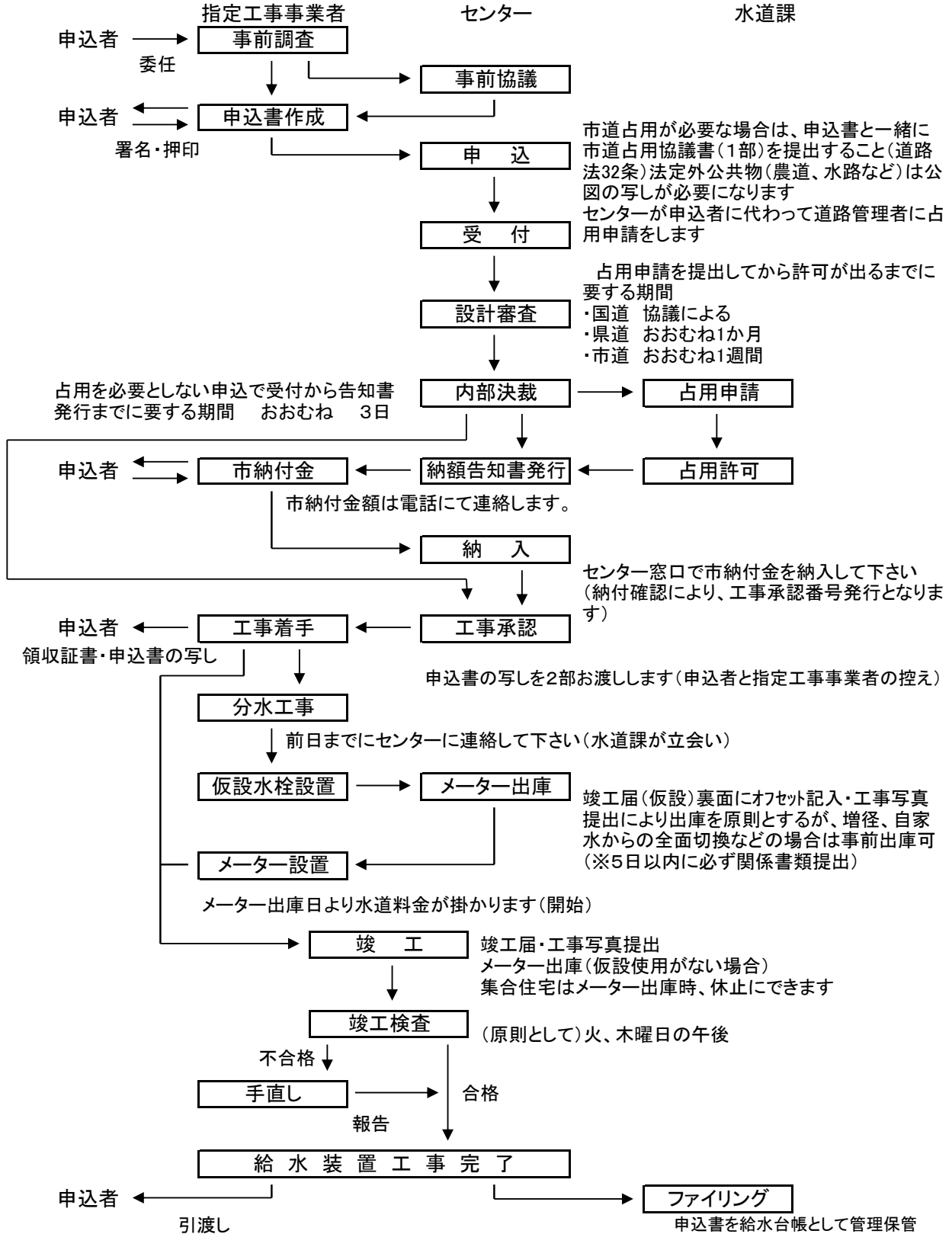
(27) 受水槽設置を伴う申請の際に提出する添付書類について

- ・有効容量が5 $\text{m}^3$ 以上の受水槽を設置する場合は、水道法第3条第6項または茨城県安全な飲料水の確保に関する条例に基づき、必要書類を提出すること。
- ・有効容量が5 $\text{m}^3$ 未満の受水槽を設置する場合は、設置者及び管理者、受水槽の使用を記載した書類、受水槽の仕様書を提出すること。

### 3. 給水装置工事の手順

- (1) 開発行為、3階以上の建物(受水槽、高架水槽を設置する場合)、φ40mm以上などの工事及び見積りを依頼された場合は、事前にセンターと打合せして下さい。
- (2) 国道・県道・水路(管理組合等の同意が必要な場合)など他機関との協議が伴う占用申請は事前に打合せが必要です。(センター受付になります)

#### (3) 給水装置工事フロー図



(4) 道路の掘り返し規制期間がありますので注意して下さい。

①車道舗装の場合(全ての舗装工事) 5年

②歩道舗装の場合 3年

平成9年11月17日 道維第723号 土木部長通知より

#### 4. 設計要領

- (1) 管口径は、所要水量及び同時使用率を十分考慮して決定する。
- (2) 設計水圧(最小動水圧)は0.147MPa(1.5kgf/cm<sup>2</sup>)とする。
- (3) メーターから先の給水管口径はメーター同口径以下とする。(給水条例第31条の2)
- (4) 建築物で3階以上への給水は、原則として受水槽式とする。(受水槽の有効容量は1日最大使用水量の4/10~6/10を標準とする)
- (5) 共用栓にあっては、「給水幹線の受け持ち得る枝管又は給水栓数」により、管口径を決定する。  
(別紙参照)※枝管又は水せんは一般住宅の場合20を基準とする。(集合住宅の場合は13可)
- (6) 配水管から取り出しする給水管口径は1サイズ以下とする。(石綿管については2サイズ以下とする)
- (7) 配水管から取り出しする給水管口径は最小20mmとする。
- (8) 配水管からの分岐はサドル付分水栓(ボール式)を使用し、防食フィルム(ポリエチレンシート)で被覆する。石綿管については75mmからの分岐口径が40mmもしくは100mm以上からの分岐口径が50mm以上の場合は割T字管(不断水分岐)とする。
- (9) 配水管末から取り出しする場合の分岐位置は、その管末より3m以上離すこと。
- (10) 不要になった給水管の撤去は、原則として元止めとする。
- (11) 配水管からの分岐部より宅内止水栓まではポリエチレン管【二層管・1種(PE50)】とし、最小口径は20mmとする。ただし、分岐が大口径となる場合は市に相談のもと、施工管理方法を別途定め、管種はこれに拠らないものとする。
- (12) 宅内止水栓からメーター一次側までの施工についてはポリエチレン管【二層管・1種(PE50)】またはHIVP管とする。止水栓20mmからメーター13mmへ減径する際は、異型メーターユニオン(メーターテーパー)または異型ソケット(HIVP用)を使用する。
- (13) 取り出し部分の埋戻しは川砂埋戻しとし、道路を縦断して埋設する給水管の埋戻しは管上100mmを山砂で保護し、発生土(良質土に限る)または山砂埋戻しとする。
- (14) 給水管の埋設深度(土かぶり) 給水条例施行規程第5条

##### 公道

- ・ 市道(車道・歩道) 0.8m以上
- ・ 県道(車道・歩道) 県が示す深度以上=協議(およそ車道1.5m以上、歩道0.8m以上)
- ・ 国道(車道・歩道) 国が示す深度以上=協議

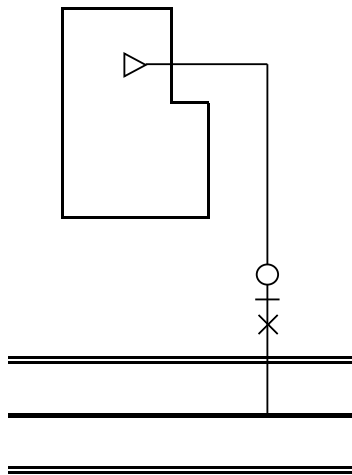
##### 宅地

0.4m以上(車両が通行する私道は0.6m以上)

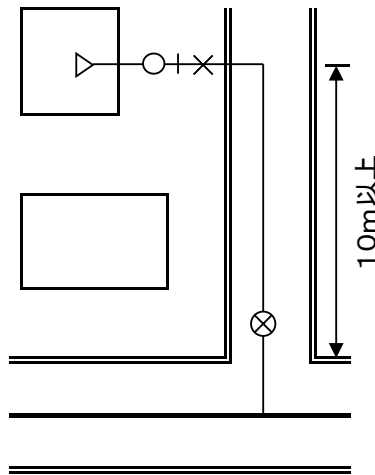
\*ただし、公益的な私道は、公道扱いとする

(15) 乙止水栓及びボックス設置基準

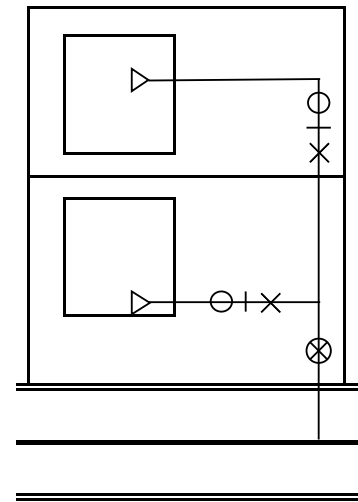
- ・ 道路を横断して宅地内に給水する場合は、止水栓を道路と宅地の境界線に近接する宅地内（境界線から1m以内）に設置する。（図-1参照）
- ・ 道路を縦断して給水管を10m以上布設する場合は、元止水栓を配水管に近接する道路上の安全な箇所に設置する。（図-2参照）※現場条件（国・県道など）によっては別途協議とします。
- ・ 所有者が異なる2以上の家屋に対して共用の給水管をもって給水する場合は、元止水栓を設置する。（図-3参照）
- ・ 集合住宅などで同一敷地内に給水する場合は、個別止水栓は必要としない。（図-4①、②参照）



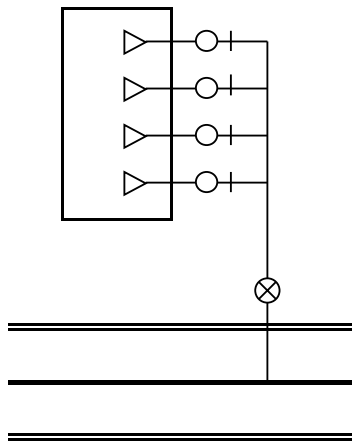
(図-1)



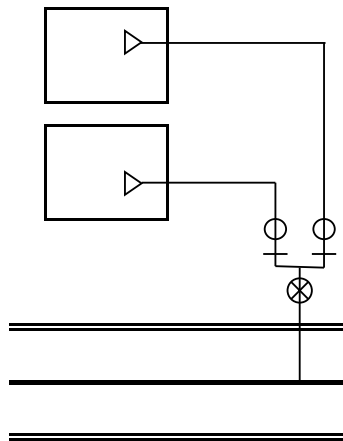
(図-2)



(図-3)



(図-4①)

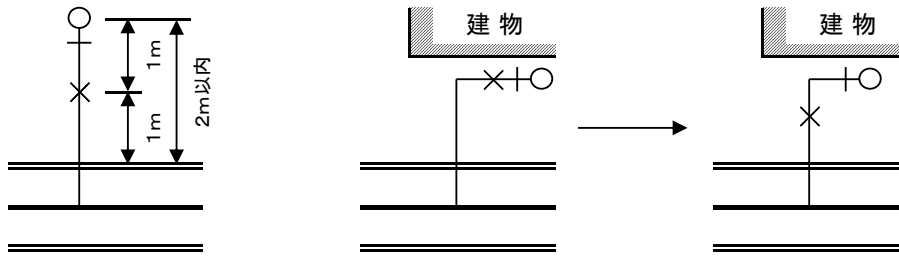


(図-4②)

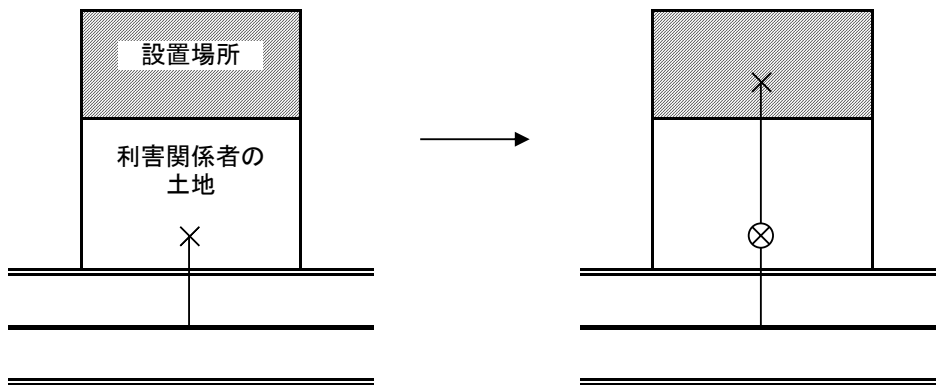


### 標準施工図

敷地利用上、標準施工図で施工できない場合でも止水栓は分水部から直線の位置に設置すること。(右図参照)



乙止水栓までの申込で、土地の利害関係者の同意が必要な場合は、設置場所まで施工すること。(右図参照)



### 乙止水栓

- ・ 給水管の口径が25mm以下の場合はシーリングまたはボール式止水栓とすること。
- ・ 止水栓ボックスは結城市章入りとし、樹脂製φ100(PVC)を標準とするが、道路上など車両が通行する場所に使用する場合は鋳鉄製(FCD)の蓋(内蓋付き)で色は水色とすること。
- ・ 底板・土留板を使用し、土砂の流入を防止すること。
- ・ 未舗装の道路に設置する場合はボックス廻りをコンクリート(0.4m×0.4m×0.1m程度)で防護すること。
- ・ 通行等に支障がない場合は埋没を防ぐために止水栓ボックスを地面より若干(2cm程度)高めに設置すること。

### 制水弁

- ・ 30mm以上の場合は制水弁(青銅仕切弁、外ねじキー、右開き)とすること。
- ・ 制水弁ボックスはねじ式の鉄筐で座台を使用し、蓋(内蓋付き)は、ユリの図柄(市の花)入りとすること。

- (16) 丙止水栓(補助バルブ)はボール式伸縮型とし、メーター口径13mm~25mmは蝶ハンドル型を、30mm~50mmは丸ハンドル型を、メーターボックス内のメーター上流側に設置すること。(乙止水栓が共用の場合は開閉防止型とする)

(17) メーター及びボックス設置基準

- ・ 官民境界から2m以内(止水栓から1m以内)の宅地内とすること。(基準によりがたい場合は、センターに事前相談すること)
- ・ 検針、開閉栓及び取替え作業に支障のない場所とすること。
- ・ 雨水や汚水の流入するおそれがない衛生的な場所とし、水平に設置すること。
- ・ メーターボックスは結城市章入りとし、樹脂製(PVC)を標準とする。(損傷のおそれがある場所にやむをえず使用する場合は鋳鉄製(FCD)とすること)
- ・ 通行等に支障がない場合は埋没を防ぐためにメーターボックスを地面より若干(2cm程度)高めに設置すること。
- ・ メーターボックスはメーター口径13mmの場合でも20mm用を使用すること。
- ・ 底板・土留板を使用し、土砂の流入を防止すること。
- ・ 蓋の裏面に表示板を設置し、施工年月日・業者名・電話番号を記入すること。

(18) 既設の止水栓及び補助バルブが作動不良の場合は取替えること。(古いメーターボックス及び止水栓ボックスも取替えるようにして下さい)

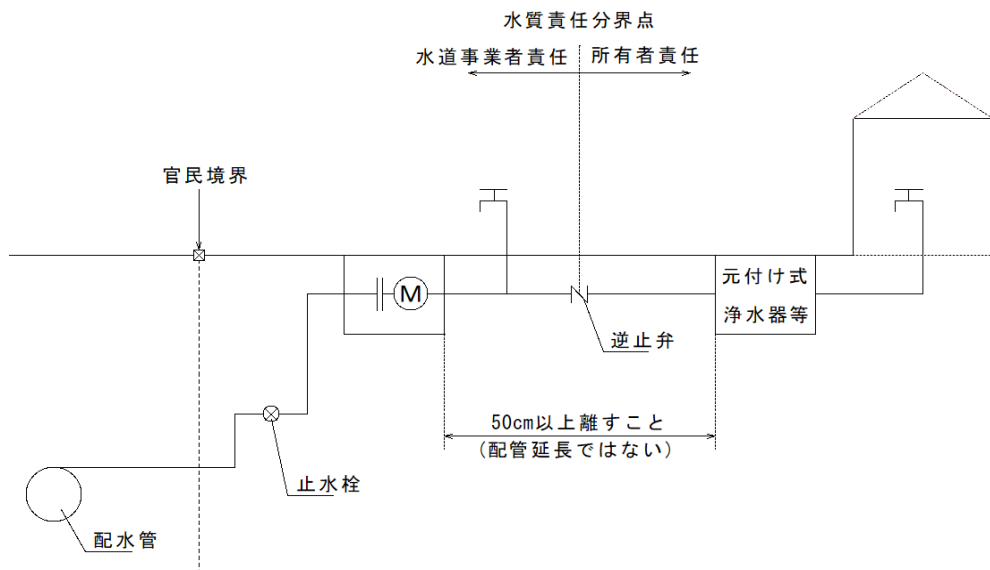
(19) 集合住宅や貸家の場合のメーターボックスは耐寒蓋(裏面の表示板に部屋番号を明示)とし、補助バルブは開閉防止型とする。

(20) 自家水から市水に切り替える場合の既設給水管の使用は、原則として10分間の耐圧試験、10.0kgf/cm<sup>2</sup>(0.98MPa)を行い、耐圧が確認できたものについて使用を認めます。

(21) 自家水と市水との混合水栓使用は逆止弁などの逆流防止の有無にかかわらずしないこと。(クロスコネクション)

(22) 元付け型浄水器の取扱いについて

元付け型浄水器とは、水道メーターの直下流で各水栓へ分岐する手前に設置する浄水器のことをいい、屋内で使用する水全体を浄水することを目的とした器具を指します。



- ・ メーターの下流側とし、原則としてメーターより50cm以上離して設置すること。(配管延長ではない)
- ・ 元付け型浄水器の上流側に逆止弁を設置すること。ただし、器具本体に逆流防止機能を有している場合は、その旨が明記された仕様書等の提出をもってこれに変えることができるものとする。
- ・ 簡易専用水道(貯水槽)に導入する管路には設置しないこと。
- ・ 共同住宅等で各戸メーターを設置するものは、本管から分岐した支管本体には設置しないこと。元付け型浄水器を各戸に設置する場合は各戸のメーター下流側に設置することとし、メーターから50cm以上の離隔を取り設置すること。
- ・ 損失水頭を考慮して水理計算を行い、必要があれば増径すること。

- ・ 設置した元付け型浄水器の上流側と水道メーター下流側の間に直結給水栓を設置することを推奨する。

(注) 設置申請の際に、従来の給水装置申込書兼給水台帳に加えて維持管理誓約書の提出が必要です。また、必要に応じて設置する元付け型浄水器の仕様書の提出が必要になる場合もあります。

## 5. 工事施工

- (1) 公道での工事の場合、工事着手前より工事予告板と指定工事事業者名を表示し、交通等の安全に十分留意して、通行人や付近の居住者に迷惑をかけないように配慮して下さい。(特にバリケード、標識等の設置、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努めて下さい)
- (2) 公道における工事で道路使用が必要な場合は、指定給水装置工事事業者が所轄警察署長に道路使用許可を得ること。(道路交通法第77条)許可書は工事中、常時携帯すること。
- (3) 分水工事については、事前(前日か当日の朝)にセンターに連絡し、平日に行うようにして下さい。(やむをえない理由により土、日、祝祭日に行いたい場合は、センターに相談して下さい)
- (4) 下水道管、NTT、東電地下ケーブル、ガス管等の地下埋設物の調査を行い、伏せ越しの場合は管理者の立会いを求めること。(各担当局は変更になる可能性があります)。

(株)NTT東日本(株)ミライト下館サービスサポートセンター TEL 0296-57-3395

東京電力(株)下館支社(配電建設グループ) TEL 0296-47-1463  
FAX 0296-22-2653

(株)サイサン 栃木支店 古河営業所 TEL 0280-76-7021

※逆井、四ツ京土地地区画整理地内。四季の杜地内。

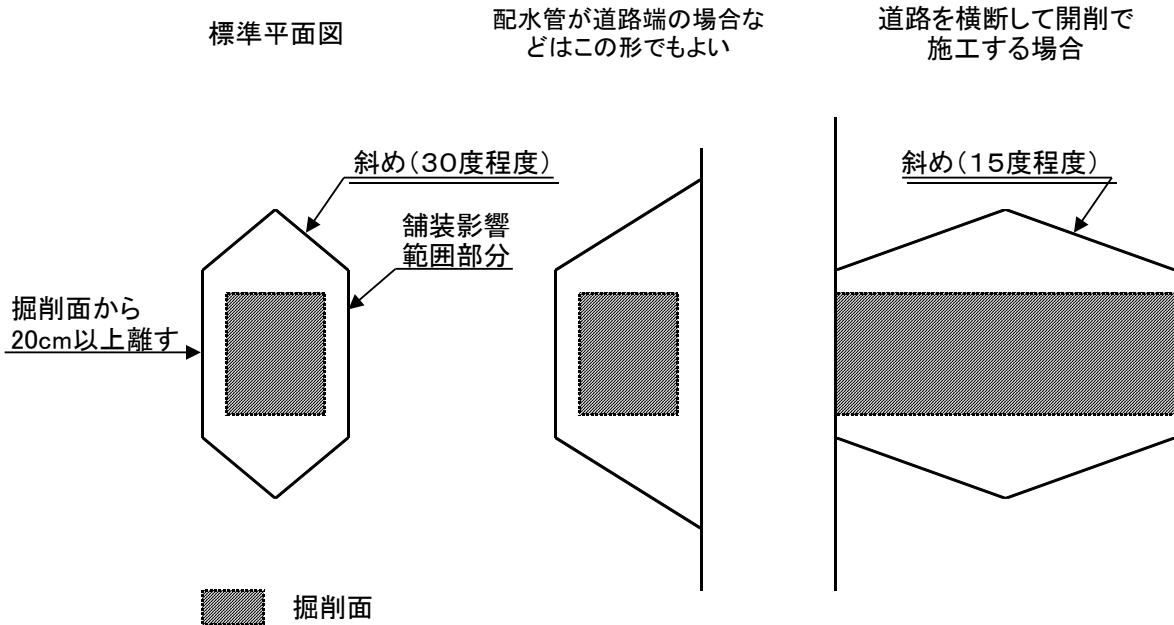
- (5) 配水管から取り出しする場合の分岐位置については、他の給水管分岐箇所から30cm以上離し、異形管および継手から給水管の分岐を行わないこと。(給水管の方向は配水管と直角にすること)
- (6) 分岐にあたっては、穿孔前に必ず水圧試験1.75MPa(17.8kgf/cm<sup>2</sup>)を2分間以上を行い、漏水のないことを確認し、排水ホース等で切削粉を排出しながら穿孔すること。石綿管、配水用ポリエチレン管、およびVP管の試験水圧は1.0MPa(10.2kgf/cm<sup>2</sup>)。不断水分岐は、メーカーの仕様準じる。
- (7) 鋳鉄管、鋼管からの分岐については、穿孔部分にスリーブ(防食コア)を使用すること。  
\*防食コアは可能な限り密着コアを使用すること。
- (8) 給水管は掘削時の事故防止や漏水修理など維持管理を考慮し、できるだけ直線配管とすること。
- (9) 給水管はサンドブラスト現象等による事故防止や修理作業を考慮し、他の配管との間隔をできるだけ30cm以上確保すること。
- (10) ポリエチレン管を最小曲げ半径以下に曲げて配管する場合はエルボ等を使用すること。

ポリエチレン管の最小曲げ半径(1種)

呼び径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50
外径(mm)	21.5	27.0	34.0	42.0	48.0	60.0
曲率半径	45cm	55cm	70cm	85cm	100cm	120cm

※曲率半径は、管の外径の20倍以上とする。

- (11) 埋め戻し及び復旧は、所定の材料(占用協議申請書の復旧図参照)を使用し、十分に転圧し指定工事事業者の責任で復旧すること。
- (12) 市道の舗装本復旧については、道路管理者の指導により加熱合材を使用し掘削面から20cm以上を影響範囲とし、車両通行方向横断面を斜め(衝撃緩和、騒音防止のため)にして復旧すること。  
(仮復旧については常温合材でもよい)歩道については、斜めにしなくてよい。



- (13) 県道・国道の本復旧については協議とする。
- (14) アスファルト舗装復旧後は、瑕疵責任を有し、市道アスファルト舗装の保証保全期間は竣工検査月日から起算して2年間とする。(国道・県道については道路管理者の指導による)
- (15) 新設、改造、修繕(水道法施工規則第13条に定める軽微な変更を除く)又は撤去をする場合は、給水条例第6条を遵守すること。  
※承認を受けずに給水装置の工事をした場合、給水条例第38条の規定(5万円以下の過料)があります。
- (16) 改造等により、既存のメーターを取り外す必要が生じた場合は、必ず引き上げの手続き(メーター返却)をすること。

## 6. 竣工検査

- (1) 竣工検査日は火、木曜日の午後です。(竣工検査は引渡し前に受けるようにして下さい)  
\* 午後の最終検査開始時刻は15:30～です。検査の予約・確認等はセンターにお願いいたします。
- (2) 竣工届提出時に検査日を決めますので、工事終了後、すみやかに竣工届を提出して下さい。  
(申込のあったものすべてが検査対象になります)
- (3) 竣工届提出時にサドル分水栓及び止水栓の位置を竣工図(オフセット)として竣工届の裏面に記入して提出して下さい。
- (4) 申込内容に変更があった場合は、竣工届提出時に報告すること。(軽微な変更については申込書の写しに赤で変更内容を平面図・立面図に記入して提出。大幅な変更については竣工図提出)
- (5) 検査は写真及び現地確認により行います。(検査時間に遅れないようにして下さい)
- (6) 検査は給水装置工事主任技術者または現場責任者が受けること。
- (7) アパートや二世帯住宅など1つの建物に複数のメーターがある場合は、検査時に建物内部に入れるようにして下さい。
- (8) 竣工検査において不合格となった場合は、速やかに指摘された箇所をやり直し、検査員の指示した期日までに報告すること。
- (9) 井戸水から市水への切替工事や、分水時に付近に工業用水等がある場合は、竣工検査時に塩素反応検査を行います。竣工検査日時は使用者等が在宅している時でお願いいたします。

## 7. その他

- (1) 結城市水道事業給水条例(第11編 公営企業 第6章 給水)などについては結城市ホームページを参照して下さい。

[結城市ホームページアドレスhttp://www.city.yuki.lg.jp/](http://www.city.yuki.lg.jp/)

※ 水道料金検針・徴収及び給水装置関係で不明な点等ありましたら、下記までお問合せ下さい。

結城市水道料金お客様センター  
〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地  
TEL 0296(34)1100  
FAX 0296(34)1150

※ その他のことについては、下記までお問合せ下さい。

結城市都市建設部水道課  
〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地  
TEL 0296(34)1611  
FAX 0296(34)1617

別紙－1

給水幹線の受け持ち得る枝管又は給水せん数

枝管又は 水せん mm 主管径mm	13	20	25	30	40	50	75	100	125	150
13	1									
20	2	1								
25	3	2	1							
30	6	3	2	1						
40	9	4	2	1	1					
50	16	8	4	2	2	1				
75	43	21	12	6	4	2	1			
100	86	42	23	12	8	4	2	1		
125	150	74	41	21	14	7	3	1	1	
150	237	118	64	32	22	12	4	2	1	1